

～市内の児童相談所が4か所に～

## 6月25日新しい中央児童相談所が開設・ 青少年相談センターが移転します

平成19年6月19日(火)午後1時30分から5階多目的ホールで、地域の方々や、児童福祉・青少年関係団体等を招いて開所記念式典及び内覧会を開催します。ぜひ取材いただきますようご案内いたします。(取材の際は受付にお越しく下さい。)

横浜市では、近年増加している児童虐待などの問題解決を迅速に行うため、6月25日(月)、南区浦舟町に新しい中央児童相談所を開設します。

同じ建物内には青少年相談センターが中区から移転・併設します。

なお、保土ヶ谷区川辺町にある現在の中央児童相談所は「西部児童相談所」になり、一部担当区域が変更となります。

### ○施設概要

住所：南区浦舟町3-44-2

規模等：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上5階建

延床面積 4,476.47㎡

(児童相談所：2,112㎡ 青少年相談センター：294㎡ 共用部分：2,070㎡)

5階	多目的ホール
4階	青少年相談センター(受付・事務室、相談室、フリースペース等) 児童相談所(プレイルーム等) 会議室
3階	児童相談所(受付、相談室、援助方針会議室等 総合事務室)
2階	一時保護所(自立支援部門、幼児)
1階	一時保護所(学童)

### ○施設の特徴・効果

#### ・児童相談所が4か所体制に

現在の3か所体制から4か所体制へ移行することにより、きめ細かな相談への対応や児童虐待への迅速な取り組みが強化されます。また区福祉保健センターや警察等、関係機関との連携が密接となり、児童虐待の早期発見・早期対応が図られます。

#### ・児童相談所と青少年相談センターの併設

両施設が併設されることにより、さらに連携を強化し、幼児・児童期から青少年期に至る、これまで以上の連続した支援を行うことが可能となります。

#### ・56名の一時保護所を併設

一時保護所(定員56名)の中に、新たに自立支援部門(定員14名)を設けます。

### ○6月25日からの児童相談所の体制

名称	電話番号	担当区
中央児童相談所(新設)	TEL 260-6510 (6月25日から)	神奈川、鶴見、中、西、南
西部児童相談所(現 中央児童相談所)	TEL 331-5471	旭、泉、瀬谷、保土ヶ谷
南部児童相談所	TEL 831-4735	磯子、金沢、港南、栄、戸塚
北部児童相談所	TEL 948-2441	青葉、港北、都筑、緑

### ○青少年相談センターの新しい連絡先：TEL 260-6615

